

地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画について

1 基本計画策定の背景について

- (1) 硝酸性窒素の広域的な高濃度化により削減計画が策定された荒尾・熊本両地域において、平均濃度は減少等の改善が見られるが、一部、環境基準超過が継続あるいは濃度が更に上昇傾向を示す井戸が確認されている。
- (2) 荒尾・熊本地域以外でも、水道未普及地域での基準超過による飲用不可の井戸や長期間調査が行われていない地域などが確認されている。
- (3) 市町村が具体的かつ計画的な対策に取り組むことが出来るよう、「市町村や地域ごと」の状況に応じた地下水保全に係る取組みをより推進する必要がある。

2 基本計画の主なポイント

- (1) 取組みの推進が必要な市町村や地域の見える化推進
熊本市を除いた県内全市町村を対象とした解析結果を基に、将来的な飲用リスクの観点から市町村を2種類に分類。濃度低減の更なる取組みが必要な11の取組推進市町村については、取組推進区域を新たに設定し、より優先して取組む地域を見える化。
- (2) 市町村の個別計画の策定推進
市町村が地域の状況に応じた取組みや目標などが設定できるよう、具体的な取組内容例を示した上で、更に県内の効果的な取組み事例等を市町村と共有することで、県として市町村の個別計画の策定を支援。
- (3) 基本計画の期間及び令和10年度（2028年度）までの目標
基本計画の期間は、令和6年（2024年）4月～令和26年（2044年）3月の20年間とし、取組推進市町村については令和8年度（2026年度）までに、予防推進市町村については令和10年度（2028年度）までに個別計画が策定できるよう、県も市町村に対して必要な支援を実施する。

3 基本計画策定経過及び今後のスケジュール

令和5年（2023年）

3月23日 硝酸性窒素対策連絡会議設置要綱に基づく会議を開催
庁内関係課及び試験研究機関と基本計画素案を共有

6月14日 県内全市町村に対して基本計画素案に関する説明会を開催

6月19日～7月7日 市町村への意見照会

令和6年（2024年）

1月24日 審議会水保全部会において審議、原案どおり了承

1月26日 審議会水保全部会長から審議会会長に対し、審議結果の報告

1月29日 審議会会長から知事に対し、諮問のあったことについて「原案どおり
適当と認める」との答申

2月2日～3月4日 県政パブリックコメント

3月21日 環境審議会への報告

3月末日 基本計画の策定（予定）